

2024年1月から産前産後期間の保険料減免制度を拡充します！

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、2024年1月から産前産後期間の保険料減免制度を拡充します。国保組合に加入する組合員または家族が出産した場合に、手続きなしで保険料を減免（還付）します。

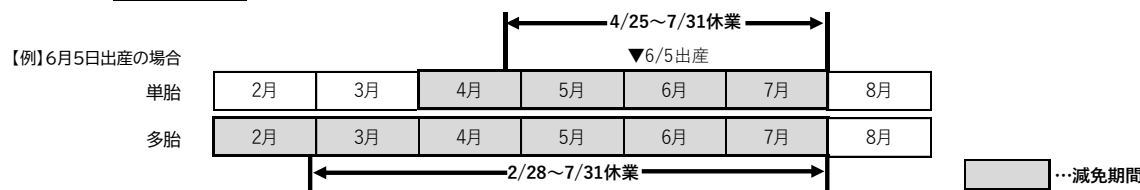
制度変更のポイント

- 産前産後の減免期間が変わります。●休業証明は不要となります。
- 出産育児一時金の直接支払制度等を利用した場合、届出※によらず減免（還付）されます。（※早く減免を受けたい方は出産予定日の6カ月前から支部で手続きをしてください）
- 加入後1年経過の出産の要件が撤廃されます。
- 出産した家族も産前産後の減免対象になります。（2024年4月以降受付開始予定です。）
- 2024年1月分以降の保険料が減免対象になります。

●組合員の産前産後の減免期間が変わります

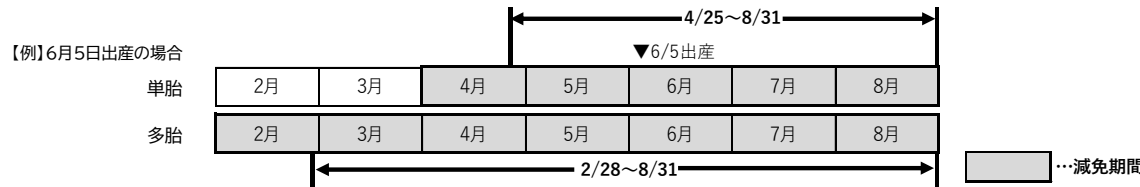
変更前

産前42日（多胎の場合は98日）産後56日以内で、産前産後期間開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月までの休業期間中



変更後

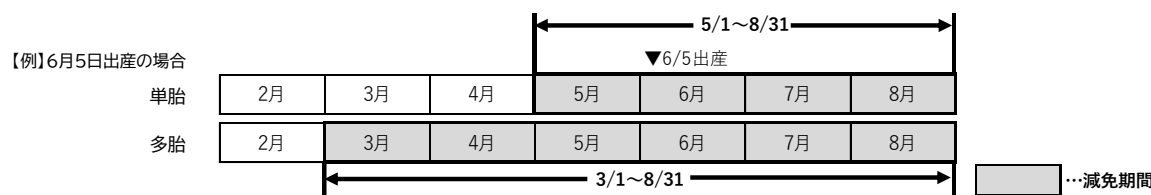
休業の有無にかかわらず、産前42日前（多胎の場合は98日）から出産（予定）月の翌々月



※組合員で、出産日が出産予定日より遅く、出産予定日の42日前（多胎の場合は98日前）の属する月が、出産日の42日前（多胎の場合は98日前）の属する月と異なる場合、減免期間が延長されますので、届出をお願いします。

●出産した家族も産前産後の減免対象になります

出産した家族の産前産後の保険料も減免対象となります。減免期間は出産（予定）月の前月（多胎の場合は3カ月前）から出産（予定）月の翌々月です。（2024年4月以降受付開始予定です。）



届出等の詳細については、所属の支部または国保組合資格課にお問い合わせください。